

日本周産期・新生児医学会 周産期専門医制度(第7版)改訂について

「周産期専門医制度(第7版)」の一部改正案が、1月24日の理事会において承認されました。改正された部分は以下のとおりです。

- | | | |
|-----|----------------|---------------|
| 1. | 周産期専門医制度規則施行細則 | 第1章第7条項目4 |
| 2. | 同 | 第2章第11条 |
| 3. | 周産期専門医制度規則付則 | 第2章第7条項目4 |
| 4. | 同 | 第4章第15条(2) |
| 5. | 周産期専門医試験実施細則 | 第3条3.(3)8)要約① |
| 6. | 同 | 第3条3.(3)8)要約② |
| 7. | 同 | 第6条3.(3)7)要約① |
| 8. | 同 | 第6条3.(3)7)要約② |
| 9. | 別掲 | 7 1.(1) |
| 10. | 同 | 7 3. 学術論文 |

上記改正箇所を一覧表で掲載いたします。

なお、学会ホームページに掲載されております「周産期専門医制度(第7版)」も改正されたものに更新しておりますので、併せてご確認ください。

日本周産期・新生児医学会 周産期専門医制度（2011年1月25日改訂）

改訂箇所	現行	改訂
施行細則 第1章第7 条項目4	4. 専門医試験委員会は以下の業務を行う。 (1) 筆答試験問題の作成 (2) 筆答試験及び口頭試験の施行 (3) 筆答試験及び口頭試験の成績判定 (4) その他本制度の目的を達成するのに必要な事項	4. 専門医試験委員会は以下の業務を行う。 (1) 専門医試験に関する以下の業務を行う ① 筆答試験問題の作成 ② 筆答試験及び口頭試験の施行 ③ 筆答試験及び口頭試験の成績判定 (2) 専門医資格更新試験に関する以下の業務を行う ① 試験問題の作成 ② 試験の施行 ③ 試験の成績判定 (3) その他本制度の目的を達成するのに必要な事項
施行細則 第2章第11 条	第11条 専門医としての認定期間は認定の日より5年間とする。	第11条 専門医としての認定期間は認定の日より5年間とする。 2. 国外での研修、病氣療養、産休・育休については審査の上、専門医の認定期間を延長することができる。
規則付則 第2章第7 条 項目4	(B) 高度機能病院で母体合併症の管理及び母体救急を行う。 (C) 胎児診断あるいは胎児治療を行う。	(B) 高度な機能を持つ病院 で母体合併症の管理及び母体救急を行う。 (C) 高度な機能を持つ病院 で胎児異常の診断、管理、及び治療を行う。
規則付則 第4章第15 条(2)	5年間に以下の項目の合計が50単位以上かつ必須項目の合計が25単位以上であること。	5年間に以下の項目の合計が50単位以上かつ必須項目*の合計が 30 単位以上であること。
		2) 参加10単位＋筆頭演者として発表10単位 本学会の学術集会総会* 周産期学シンポジウム* 本学会が主催する教育関連セミナー*
	2) 発表5単位	3) 発表5単位
	3) 参加5単位＋筆頭演者として発表5単位 ① 本学会の学術集会総会* ② 周産期学シンポジウム* ③ 本学会が主催する教育関連セミナー* ④ 日本未熟児新生児学会 ⑤ 日本未熟児新生児学会教育セミナー ⑥ 国際学会(周産期に関連する演題について、筆頭演者として発表した場合)	4) 参加5単位＋筆頭演者として発表5単位 ① 日本小児科学会 ② 日本未熟児新生児学会 ③ 日本未熟児新生児学会教育セミナー ④ 日本産科婦人科学会 ⑤ 日本母体胎児医学会 ⑥ 日本小児外科学会 ⑦ 日本小児外科学会秋季シンポジウム ⑧ 日本麻酔科学会 ⑨ 国際学会(周産期に関連する演題について、筆頭演者として発表した場合)
	4) 参加2単位＋筆頭演者として発表2単位 5) その他の学会について……	5) 参加2単位＋筆頭演者として発表2単位 6) その他の学会について
実施規定 第3条3. (3)8) 要約 ①	① 下記のいずれの書き方もよい。 ◎POS(Problem Oriented System)におけるPOMR(Problem Oriented Medical Record)形式、SOAP(Subjective, Objective, Assessment, Planning)にしたがい、問題の重要順に#1, #2, ……と順番をつけ、各々について、SOAPを記載する。 ◎主訴、現病歴、入院時診察所見、検査結果、鑑別診断、入院経過(含治療、検査)、退院後の患児・家族へのサポート、症例問題点などの順に項目ごとにわかりやすく記載する。	削除 ①主訴、現病歴、入院時診察所見、検査結果、鑑別診断、入院経過(含治療、検査)、退院後の患児・家族へのサポート、症例問題点などの順に項目ごとにわかりやすく記載する。
実施規定 第3条3. (3)8) 要約 ②	② 要約は10ポイント以上、800字以内とし容易に読める大きさのフォントを使用する。	② 要約は12ポイントを使用し、800字から1000字をめやすとする。
実施規定 第6条3. (3)7) 要約 ①	① 下記のいずれの書き方もよい。 ◎POS(Problem Oriented System)におけるPOMR(Problem Oriented Medical Record)形式、SOAP(Subjective, Objective, Assessment, Planning)にしたがい、問題の重要順に#1, #2, ◎主訴、現病歴、入院時診察所見、検査結果、鑑別診断、入院経過(含治療、検査)、退院後の患児・家族へのサポート、症例問題点などの順に項目ごとにわかりやすく記載する。	削除 ①主訴、現病歴、入院時診察所見、検査結果、鑑別診断、入院経過(含治療、検査)、退院後の患児・家族へのサポート、症例問題点などの順に項目ごとにわかりやすく記載する。
実施規定 第6条3. (3)7) 要約 ②	② 要約は10ポイント以上、800字以内とし容易に読める大きさのフォントを使用する。	② 要約は12ポイントを使用し、800字から1000字をめやすとする。

別掲 7 1. (1)	(1) 研修単位5単位/回(参加5単位, 筆頭演者としての発表5単位) 日本周産期・新生児医学会 日本未熟児新生児学会	(1) 研修単位5単位/回(参加5単位, 筆頭演者としての発表5単位) 日本周産期・新生児医学会 周産期学シンポジウム 日本未熟児新生児学会
別掲 7 3. 学術論文	3. 学術論文 日本周産期・新生児医学会雑誌 日本未熟児新生児学会雑誌	3. 学術論文 日本周産期・新生児医学会雑誌 周産期学シンポジウム 日本未熟児新生児学会雑誌

(2011年2月16日改訂)

別掲 7 3. 学術論文	3. 学術論文 日本周産期・新生児医学会雑誌 日本未熟児新生児学会雑誌 Biology of the Neonate	3. 学術論文 日本周産期・新生児医学会雑誌 日本未熟児新生児学会雑誌 日本小児外科学会雑誌 Neonatology(Biology of the Neonate) Pediatric Surgery International Journal of Pediatric Surgery
--------------------	--	--

試験実施細則の「細則」を「規定」に変更した。